

千早赤阪村総合教育会議の公開に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、千早赤阪村総合教育会議設置要綱（平成27年千早赤阪村要綱第34号）第10条の規定に基づき、千早赤阪村総合教育会議（以下「会議」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開基準)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、会議の議長（以下「議長」という。）が必要と認める場合は、会議に諮ったうえで、公開しないことができる。

2 議長は、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

(公開の方法)

第3条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 議長は、会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の秩序維持に努めるものとする。

(会議開催の周知)

第4条 議長は、会議を開催するにあたっては、次に掲げる事項について村ホームページ等を活用し、別記様式により村民への周知を図るものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要があるときは、この限りではない。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) その他必要な事項

(会議録の作成)

第5条 庶務担当は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議終了後速やかに会議録（概要）を作成するものとする。

(2) 会議録（概要）は、当該会議における発言内容、協議経過等を村民が理解しやすいよう要約し、わかりやすい形式とするよう努めるものとする。

(会議録（概要）の公開)

第6条 会議は、村ホームページ及びその他の方法により会議録の公開に努めるものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会議が定める。

附 則

この要領は、公布の日から施行する。

